

議案番号	件名					
提案課名	内容					
議案第35号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について					
文化スポーツ課	<p>【改正趣旨】</p> <p>文化ビジョンの策定に関する事項についての調査審議を行う附属機関として、三田市文化ビジョン検討委員会を設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p>					
	<p>【改正内容】</p> <p>国の文化芸術推進基本計画の趣旨を踏まえ、有識者や芸術家等専門家や市民意見を反映しながら、成熟と共生のまちにふさわしいビジョンの策定を進める。</p> <p>そのため、ビジョンの策定にかかる調査審議を行う附属機関としてビジョン検討委員会を市の附属機関として設置しようとするもの。</p>					
	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	三田市文化ビジョン検討委員会	市の文化ビジョンの策定に関する事項についての調査審議	15人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで	
<p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>						